（様式2）

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度：令和7年度】

※1～5：所管課記入、6：指定管理者記入、7～8：指定管理者、所管課及び指定管理者評価委員会記入

所管課	保健福祉部総合福祉課
指定管理者	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会

1 施設名等

施設名	釜石市老人福祉センター
住所	釜石市甲子町第8地割178番地
電話番号	0193-27-3125
ホームページ	

2 施設の概要

設置年月	昭和47年3月	根拠条例等	釜石市老人福祉センター条例
設置目的	老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため。		
施設内容	管理集合棟（鉄骨造外壁ブロック平屋建）613.979㎡ 車庫（鉄骨造外壁カラー鉄板平屋建）49.500㎡		
利用料金	市内に居住する者で60歳以上のものは無料		
営業日等	土・日曜、休日・祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く月曜日から金曜日まで。 ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、臨時にこれを変更し、又は休館することができる。		
営業時間	午前9時から午後4時まで		

3 指定管理者

指定管理者名	社会福祉法人釜石市社会福祉協議会
選定方法	公募(応募者数：　) 非公募(随意指定)
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日 (1年間)

4 指定管理料(決算ベース)

令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	差 (B)－(A)
7,242 千円	4,688 千円	△ 2,554 千円

5 指定管理者が行う業務

(1) センターの使用の許可に関する業務
(2) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
(3) センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

6 利用実績等

(1) 利用実績　（単位：人、件、%）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 (A)	303	208	196	223	173	242	233	228	239	214	196	188	2,643
令和7年度 (B)	298	229	202	237	163	187	204	215	212	191	173	206	2,517
増減数 (B)－(A)	△ 5	21	6	14	△ 10	△ 55	△ 29	△ 13	△ 27	△ 23	△ 23	18	△ 126
主な増減要因等	利用団体及び会員数の減少に伴う減												

(2) 利用料金収入　（単位：千円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度 (A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和7年度 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増減数 (B)－(A)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主な増減要因等													

(3) 利用料金の見直し状況(対前年度比)

見直しの有無	有　・　(無)
(有の場合)見直し内容	

(4) 営業日・時間の見直し状況(対前年度比)

総営業日数	令和6年度 :　243 日 令和7年度 :　242 日
総営業時間	令和6年度 :　1,701 時間 令和7年度 :　1,694 時間
見直しの有無	有　・　(無)
(有の場合)見直し内容	

(5) サービス向上のため実施した内容

■冬期間にトイレ及び脱衣室内の暖房実施
■コロナ感染症対策:各行事終了後にテーブル及び椅子、トイレ、スリッパ、手すり、靴ベラなどを毎回消毒している。
■入浴困窮者対策:市内銭湯業者の廃業が相次いだことに伴い、入浴施設のない賃貸住宅居住者を中心に入浴困窮者が発生していることから、当センター入浴施設の利用を勧めることで、その対策に寄与している。

(6) 利用者の主な声とその対応状況

■利用者の声:①集会室にエアコンを設置してほしい。②施設内の整理整頓のほかトイレ等をいつも綺麗にしてくれて感謝している。③職員の親切な対応に感謝している。
■①の対応状況:開所から54年が経過し、施設全体が老朽化しており、冷房設備はなく暑さ対策は窓の全開と扇風機に頼っているが、夏の室内温度は30度以上となり熱中症が懸念される状況である。集会室は床面積が約218㎡(132畳)あるため、大型の空調機器が必要であるが、エアコンの設置には多額の予算が伴うことから実現に至っていない。

7 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)　　※項目は施設の状況に応じて加除修正してください。

評価項目	指定管理者	評価	所管課	評価	指定管理者評価委員会最終評価
施設の目標に沿った管理運営	施設に施設長を配置し、目的達成のため生活相談や健康相談、教育講座の実施、市内老人クラブに対する援助、世代間交流事業の実施、入浴施設を定期的に提供している。 また、コロナ感染症対策に万全を期し、来所される方々が快適に過ごしていただけるようにサービス向上に努めており、高齢者の福祉向上が図れるよう関係機関と連絡を密にし管理運営を行っている。	B	釜石市老人福祉センター条例、管理運営に関する基本協定及び事業計画等に基づき、適切な人員配置のもと、施設の維持管理及び効率的な運営が行われている。 また、生活相談や健康相談、各種講座、世代間交流事業、入浴施設の提供等、高齢者の福祉の増進に資する事業を実施しており、施設の設置目的に沿った適切な管理運営が図られている。	A	A
平等な利用の確保	利用は、市内に居住する者で60歳以上の方々としており、条例第8条に該当するもの以外の施設利用希望者はすべて受け入れ、普段利用していない団体から利用申込みがあった場合でも、常連団体とスケジュールを調整し、日程が確保できるように配慮している。	B	釜石市老人福祉センター条例に基づき、利用対象者に対して公平な利用機会を確保するとともに、利用申込みが重複する場合には団体間の日程調整を行うなど、特定の利用者や団体を優遇することなく、公平かつ適切な施設利用が図られている	B	B
利用者サービス向上の取組み	利用者が気持よく快適に過ごせるよう日常会話の中で要望や提案を伺い、運営の改善に努めており、令和5年度には熱中症対策として窓に網戸を新設した。また、お風呂に草津温泉の湯花を使用して、利用者から好評を得ているほか、利用者のニーズを考慮して、集会室への通路に椅子を配置し、集会室用の座椅子を追加購入した。なお、ヘビ、カメムシなどの対応も日常業務であり、来所者に不快な思いをさせないように努めている。 苦情解決第三者委員(3名)を設置し、適正なサービス提供の環境づくりにも対応している。	B	日常会話や利用状況、アンケート調査等を通じて利用者の要望やニーズの把握に努めており、把握したニーズを施設運営の改善につなげている。 また、網戸の設置や転倒防止のための修繕など、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう柔軟に対応するとともに、害虫等についても適切に対応しており、利用者サービスの向上に継続的に取り組んでいる。	A	A
職員・管理体制	施設職員は施設長による管理となるが、労務等は法人によって人事管理され、労働に関する協定等、関係法遵守の上、就業規則、給与規則、個人情報保護規程等により対応している。 所長及び清掃員は各1名。運転手は2名配置で隔週交代。通常3名体制で運営している。	B	施設長の管理のもと、清掃員及び運転手を配置し、施設の運営に必要な人員体制が確保されている。 また、AEDの設置や防火管理者の配置など、緊急時や災害時に備えた安全管理体制を整えているほか、業務上知り得た個人情報について適切な取扱いを徹底するなど、適切な職員・管理体制のもとで施設運営が行われている。	B	B
収支状況	施設の老朽化に伴い、各経費を抑え、修繕費に流用し、充当している。消毒液の購入などコロナ対策費も負担であるが、管理職員(受付清掃、運転手)を必要な時間帯で雇用し、人件費の適性化を図り、軽微な修繕は、施設職員や法人職員も対応し、維持管理を行う等の取組をし、経費削減を図っている。	B	収入が指定管理料を中心とする中、職員配置の工夫や軽微な修繕への職員対応などにより経費の節減に努めている。また、限られた予算を有効に活用し、施設の維持管理や利用者ニーズへの対応を行うなど、効率的な施設運営が図られている。	A	A
総合評価	地域の高齢化、高齢者世帯の増加に伴い、老人福祉センターとしての役割は重要である。本施設は平成16年度から、当会で受託管理を行っており、東日本大震災の際には、福祉避難所として、緊急的な要配慮者を積極的に受け入れるなど、有事に即した対応の実績がある。これらの積み重ねた管理スキルを十分に発揮し、施設の管理はもとより、利用者の「生きがい」や「健康づくり」に、適正かつ安全に応えるように努め、当市の老人福祉の一翼を担っている。	B	指定管理制度導入時から培ってきた管理運営の経験を活かし、利用者との日常的なコミュニケーションを通じてニーズを把握し、相談対応や利用しやすい環境づくりに取り組むなど、利用者に配慮した適切な施設運営が行われている。 また、施設の老朽化に伴い修繕等が増加する中においても、経費の節減に努めながら必要な維持管理を行っているほか、福祉避難所としての運営実績を有するなど、緊急時に備えた体制づくりにも取り組んでおり、老人福祉センターとしての役割を踏まえた適切かつ安定的な施設運営が行われている。	A	A

〈評価分類〉 A：仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
B：おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適切な管理運営が行われている。
C：仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
D：仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

8 効果と課題

項 目	指定管理者	所 管 課	指定管理者評価委員会
制度の効果	指定管理者としての適正な運営を行うことにより、現状においては重大な事故の発生もなく推移しており、利用者の満足度も一定の水準にある。 目標に沿った運営を行うことで、老人福祉、地域福祉推進施設として役割を果たしている。	長年の施設管理で培ったノウハウを活かし、利用者ニーズを踏まえた適切なサービス提供が行われており、利用者満足度も一定の水準が確保されている。 また、経費の節減を意識した効率的な運営にも取り組んでおり、指定管理者制度の導入効果が認められる。	長年の施設管理で培ったノウハウに加え、社会福祉法人である釜石市社会福祉協議会が有する福祉分野の専門性や地域福祉に関する知見を活かし、利用者ニーズに応じた適切なサービス提供に努めるとともに、経費の節減を意識した効率的な管理運営が行われている。これらの取組により、利用者サービスの維持・向上と効率的な施設運営が図られており、指定管理者制度の導入効果が認められる。
施設の管理運営の課題	・当センターは高齢者の生きがいを支えるとともに心の拠り所として愛されてきた施設であるが、利用者から夏の暑さ対策としてエアコンの完備を切望されており、喫緊の課題となっている。 ・近年の入浴施設利用者は自宅にお風呂のない方もおり、健康的な生活の確保として利用されている側面もあるが、利用者の高年齢化が進んでいることから、入浴時の事故が懸念されている。 ・施設スタッフ全員が非正規雇用者であり、人件費コストを可能な限り抑えているが、労働に関する法令順守の他、人材確保の観点からも賃金などの労働条件の見直しも必要に迫られている。	施設の老朽化に伴い、今後も修繕箇所や維持管理経費の増加が見込まれることから、引き続き効率的な施設運営に努めるとともに、利用者の安全確保を第一に、計画的な維持管理を行っていく必要がある。 また、夏季の暑さ対策については、施設の規模等から空調設備の整備には多額の費用を要することから、令和6年度に整備した事務室のエアコンを活用し、体調不良者の一時的な休憩場所を確保するなど、現状で可能な対策を講じながら、今後の対応を検討していく必要がある。 このほか、入浴施設利用者の高齢化に伴う事故防止や、安定した施設運営に必要な人材の確保などの課題についても、指定管理者と情報共有を図りながら、緊急性や優先度を踏まえ、高齢者が安全かつ安心して利用できる施設環境の確保に努めていく必要がある。	施設の老朽化や利用者の高齢化が進む中、空調設備の整備、入浴時の安全確保、人材の確保など、今後対応すべき課題が適切に把握されている。 これらの課題については、指定管理者と市が十分に情報共有・連携を図りながら、利用者の安全・安心を第一に、緊急性や優先度を踏まえ、計画的に対応していくことが望まれる。